

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保)濃縮個別03 R1
提出年月日	2023年8月28日

保安規定審査基準との整合性に係る補足説明資料

本資料は、【保)濃縮個別03 R0】の改訂版(R1)である。

改定内容を以下に示す。

○添付において、補正内容を反映

※【保)濃縮個別03 R0】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

- 1. 概要..... 1
- 2. 保安規定審査基準との整合性に係る説明..... 1

添付 加工施設における保安規定の審査基準と加工施設保安規定変更内容の整理表

1. 概要

本資料は、ウラン濃縮加工施設保安規定と「加工施設における保安規定の審査基準（改正 令和2年2月5日 原規規発第2002054号-7 原子力規制委員会決定）」（以下「保安規定審査基準」という。）との整合性について説明するものである。

2. 保安規定審査基準との整合性に係る説明

今回の保安規定における各条文、図表（今回変更のない事項も含む）について、保安規定審査基準との整合性を添付に示す。

なお、保安規定変更認可申請における「2. 変更の理由」のうち「(2) 記載の適正化」を除く。

加工施設における保安規定の審査基準と加工施設保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
<p>加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、加工施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第13条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質による災害の防止上十分でないことと認められないこと <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p>ただし、加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	<p>凡例</p> <p><u>(赤字下線)</u> : 変更する条文、図表</p> <p><u>(青字下線)</u> : 今回修正した箇所</p> <p>黄色網掛け : 補正箇所</p> <p>※第〇号 X. : 複数の保安規定審査基準に該当する条文について変更がある場合は、関連性が高い条文に対応した箇所に変更内容を記載し、これ以外の箇所には変更内容を記載した号番号を「※第〇号 X.」により示す。</p>	
<p>加工規則第8条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	<p>—</p>	
<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守）</p> <p>第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上）</p> <p>第6条（品質マネジメントシステム計画）</p>	
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守）</p> <p>第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上）</p> <p>第6条（品質マネジメントシステム計画）5 経営責任者等の責任</p>	

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
加工規則第8条第1項第2号 品質マネジメントシステム	—	
<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>第6条（品質マネジメントシステム計画）1～8、図1、図2、表1、表2</p> <p><u>添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）※14号1.</u></p>	
4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第6条（品質マネジメントシステム計画）図2	
5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。	第6条（品質マネジメントシステム計画）8 評価及び改善	
加工規則第8条第1項第3号 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織	—	
1. 加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	<p>第7条（保安に関する組織）</p> <p>別図1（保安に関する組織）</p> <p>第8条（職務）</p> <p>別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）</p>	
加工規則第8条第1項第4号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等	—	
1. 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。	第9条（核燃料取扱主任者の選任）	

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
<p>2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>第6条（品質マネジメントシステム計画）5.5 責任、権限及びコミュニケーション 第9条（核燃料取扱主任者の選任） 第10条（核燃料取扱主任者の職務等） 第11条（品質・保安会議の審議事項、構成等） 第12条（濃縮安全委員会の審議事項、構成等）</p>	
<p>3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>第9条（核燃料取扱主任者の選任）第3項</p>	
加工規則第8条第1項第5号 保安教育	—	
<p>1. 加工施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>第87条（保安教育） 別表31（社員等への保安教育実施方針） 別表32（請負事業者等への保安教育実施方針）</p>	
加工規則第8条第1項第6号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等	—	
<p>1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</p>	<p>第15条（操作員の確保）</p>	
<p>2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>第14条（加工施設の使用） 別表2（加工施設） 第15条（操作員の確保） 第16条（巡視点検） 別表3（巡視点検を行う設備等） 第17条（操作上の一般事項） 第18条（引継） 第19条（資機材等の管理） 第20条（UF₆サンプルの管理） 第21条（分析室におけるウランの取扱） 別表4（分析室のフード等の最大取扱ウラン量）</p>	

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	第 22 条（保安上特に管理を必要とする設備） 別表 5（保安上特に管理を必要とする設備） 第 23 条（臨界安全管理） 別表 6（濃縮度制限値） 別表 7（濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器） 別表 8（ドラム缶仕様及び使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量） 別表 9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量） 第 24 条（漏えい管理） 別表 10（NaF 仕様値） 第 25 条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置） 第 26 条（過充填防止） 別表 11（最大充填量） 第 27 条（熱的制限） 別表 12（加熱時温度管理値） 第 28 条（吊上げ高さ制限） 別表 13（吊上げ高さ制限値） 第 29 条（異常時の措置） 第 30 条（異常時における設備の手動による作動）	
3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。	第 17 条（操作上の一般事項） 第 21 条（分析室におけるウランの取扱） 別表 4（分析室のフード等の最大取扱ウラン量） 第 23 条（臨界安全管理） 別表 6（濃縮度制限値） 別表 7（濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器） 別表 8（ドラム缶仕様及び使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量） 別表 9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量） 第 29 条（異常時の措置） 第 32 条（核燃料物質の取扱い） 第 33 条（核燃料物質の貯蔵）	
4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 18 条（引継）	
5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。	第 14 条（加工施設の使用） 別表 2（加工施設） 第 16 条（巡視点検） 別表 3（巡視点検を行う設備等） 第 17 条（操作上の一般事項）	

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	第 19 条 (資機材等の管理) 第 20 条 (UF ₆ サンプルの管理) 第 21 条 (分析室におけるウランの取扱) 別表 4 (分析室のフード等の最大取扱ウラン量) 第 22 条 (保安上特に管理を必要とする設備) 別表 5 (保安上特に管理を必要とする設備) 第 23 条 (臨界安全管理) 別表 6 (濃縮度制限値) 別表 7 (濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器) 別表 8 (ドラム缶仕様及び使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量) 別表 9 (少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量) 第 24 条 (漏えい管理) 別表 10 (NaF 仕様値) 第 25 条 (均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置) 第 26 条 (過充填防止) 別表 11 (最大充填量) 第 27 条 (熱的制限) 別表 12 (加熱時温度管理値) 第 28 条 (吊上げ高さ制限) 別表 13 (吊上げ高さ制限値) 第 29 条 (異常時の措置) 第 30 条 (異常時における設備の手動による作動)	
6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第 29 条 (異常時の措置) 第 30 条 (異常時における設備の手動による作動) 第 21 条の 2 (火災発生時の体制の整備) 添付 1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) 第 21 条の 3 (自然災害等発生時の体制の整備) 添付 1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準)	
7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 11 条 (品質・保安会議の審議事項、構成等) 第 12 条 (濃縮安全委員会の審議事項、構成等) 第 13 条 (安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)	
加工規則第 8 条第 1 項第 7 号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等	—	
1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 54 条 (管理区域) 別図 2 (管理区域図)	

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 55 条（管理区域の区域区分）	
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 56 条（管理区域内の特別措置）	
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 58 条（管理区域への出入管理）	
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 58 条（管理区域への出入管理） 別表 22（身体及び身体に着用している物の表面密度）	
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 57 条（飲食及び喫煙の禁止） 第 58 条（管理区域への出入管理）第 6 項、第 7 項 第 62 条（作業に伴う放射線管理） 第 63 条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）	
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 67 条（物品の移動） 第 68 条（事業所において行われる運搬） 別表 29（物品等の移動に係る基準）	
8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 59 条（保全区域） 別図 3（保全区域及び周辺監視区域図）	
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 60 条（周辺監視区域） 別図 3（保全区域及び周辺監視区域図）	
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 57 条（飲食及び喫煙の禁止） 第 58 条（管理区域への出入管理）第 6 項、第 7 項 第 62 条（作業に伴う放射線管理） 第 63 条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）	
加工規則第 8 条第 1 項第 8 号 排気監視設備及び排水監視設備	—	
1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 47 条（放射性液体廃棄物） 第 51 条（放射性気体廃棄物） 別表 20（放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度）	
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 16 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射	別表 21（放出管理用計測器の種類等） 第 66 条（放射線測定器類の管理）	

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	別表28（放射線測定器類）	
加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等	—	
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第61条（線量の評価及び通知） 別表23（放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度） 別表24（放射線業務従事者の線量限度） 別表25（緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度） 別表26（緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度） 第66条（放射線測定器類の管理） 別表28（放射線測定器類）	
2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第53条（放射線管理に係る基本方針） 第61条（線量の評価及び通知） 第62条（作業に伴う放射線管理）	
3. 加工規則第7条の2の9に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第64条（床、壁等の除染）	
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第65条（線量当量等の測定） 別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）	
5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第67条（物品の移動） 第32条（核燃料物質の取扱い） 第68条（事業所において行われる運搬） 別表29（物品等の移動に係る基準）	
6. 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第31条（核燃料物質等の受入れ、払出し） 第69条（事業所外への運搬） 別表29（物品等の移動に係る基準） 第70条（原料ウランを納めた輸送物の運搬）	
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	原子炉等規制法第61条の2の対象はない。	

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
<p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第46条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</p>	
<p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。</p>	<p>第51条（放射性気体廃棄物） 第54条（管理区域） 別図2（管理区域図） 第55条（管理区域の区域区分） 第57条（飲食及び喫煙の禁止） 第58条（管理区域への出入管理） 別表22（身体及び身体に着用している物の表面密度） 第62条（作業に伴う放射線管理） 第64条（床、壁等の除染） 第65条（線量当量等の測定） 第67条（物品の移動） 第68条（事業所において行われる運搬） 別表29（物品等の移動に係る基準）</p>	
加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	—	
<p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第47条（放射性液体廃棄物） 第51条（放射性気体廃棄物） 別表20（放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度） 別表21（放出管理用計測器の種類等） 第65条（線量当量等の測定） 別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定） 第66条（放射線測定器類の管理） 別表28（放射線測定器類）</p>	
加工規則第8条第1項第11号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等	—	
<p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p>	<p>第32条（核燃料物質の取扱い） 第33条（核燃料物質の貯蔵） 別表14（最大貯蔵数量） 第34条（UF₆サンプル等の保管） 第35条（空シリンダの管理） 第68条（事業所において行われる運搬） 別表29（物品等の移動に係る基準）</p>	

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第31条（核燃料物質等の受入れ、払出し） 第69条（事業所外への運搬） 別表29（物品等の移動に係る基準） 第70条（原料ウランを納めた輸送物の運搬）	
加工規則第8条第1項第12号 放射性廃棄物の廃棄	—	
1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第43条（仕掛品） 第44条（放射性固体廃棄物） 第45条（スラッジ） 第48条（有機溶剤） 第50条（IF ₅ ） 第52条（IF ₇ ） 第49条（機械油） 別図2（管理区域図） 別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）	
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄については、現時点で実施しないため、反映不要	
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬については、現時点で実施しないため、反映不要	
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第47条（放射性液体廃棄物） 別表17（放射性液体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値） 別表18（放射性液体廃棄物の廃水量の管理目標値） 別表20（放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度）	
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第51条（放射性気体廃棄物） 別表19（放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値） 別表20（放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度） 別表21（放出管理用計測器の種類等）	
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第65条（線量当量等の測定） 別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定） 別図3（保全区域及び周辺監視区域図）	

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第42条（放射性廃棄物管理に係る基本方針） 第47条（放射性液体廃棄物） 第51条（放射性気体廃棄物）	
加工規則第8条第1項第13号 非常の場合に講ずべき処置	—	
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第21条の2（火災発生時の体制の整備） 別表4の2（初期消火活動に係る設備等） 添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準） 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備） 添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準） 第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備） <u>添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）※14号1.</u> 第74条（非常時対策組織） 第75条（非常時要員） 第76条（緊急作業従事者） 第77条（非常時用機材の整備） 第77条の2（通信連絡手順の整備） 第78条（安全避難通路等） 第79条（通報系統）	
2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第17条（操作上の一般事項） 第21条の2（火災発生時の体制の整備） 添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準） 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備） 添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準） 第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備） <u>添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）※14号1.</u> 第77条（非常時用機材の整備） 第77条の2（通信連絡手順の整備）	
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第79条（通報系統） 第80条（通報）	
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第74条（非常時対策組織） 第86条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）	

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 81 条（応急措置） 第 82 条（救助活動） 第 83 条（非常時体制の発令） 第 84 条（非常時対策活動） 第 86 条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）	
<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>第 76 条（緊急作業従事者） 別表 30（緊急作業についての教育） 別表 30 の 2（緊急作業についての訓練） 第 61 条（線量の評価及び通知）第 5 項、第 6 項 別表 25（緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度） 別表 26（緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度） 第 84 条（非常時対策活動）第 3 項</p>	
加工規則第 8 条第 1 項第 1 4 号 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置	—	
<p>1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p>	<p>第 21 条の 2（火災発生時の体制の整備） 別表 4 の 2（初期消火活動に係る設備等） 添付 1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準） 第 21 条の 3（自然災害等発生時の体制の整備） 添付 1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準） 第 21 条の 4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備） 添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準） 1. 重大事故に至るおそれがある事故 （略） 1.1～1.2（略） 1.3 資機材等の配備</p>	<p>○添付 2 は、受動形個人線量計の導入に伴い、事故時においても外部被ばく評価用の個人線量計として受動形個人線量計を使用するため、「表－1 重大事故に至るおそれがある事故に対</p>

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
<p>ロ 重大事故等</p> <p>① 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p>	<p>各課長は、UF₆漏えいに対処するために必要な資機材等及び火災に対処するために必要な資機材等として、<u>消防自動車、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、貯水槽等</u>を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>また、資機材等の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材等の保管場所を整備する。</p>	<p>処するために必要な資機材等」へ追加が必要となるが、今後は保安規定第6条（品質マネジメントシステム計画）に定める社内要領類（加工施設 異常事象対策要領）で管理する。このため、添付2の「1.3 資機材の配備」に主要な資機材を記載するとともに、表-1を削除する保安規定の変更内容であることから、本審査基準に該当する。</p>
<p>ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p>	<p>なお、資機材等の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。</p> <p>① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、隔離配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策</p> <p>② 事故対処が必要なときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管</p> <p>③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部飛来物の影響を受けないための考慮</p> <p>④ 屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応</p>	
<p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p>	<p>1.4 手順書の整備 (略)</p> <p>2. ～3. (略)</p>	
<p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p>	<p>図表一覧</p> <p>図-1 非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数</p> <p>図-2 保安上必要な通路</p>	
<p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p><u>(図表一覧から表-1を削除)</u></p> <p><u>(「表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等」を削除)</u></p> <p>第74条（非常時対策組織）</p> <p>第75条（非常時要員）</p> <p>第76条（緊急作業従事者）</p> <p>第77条（非常時用機材の整備）</p> <p>第77条の2（通信連絡手順の整備）</p> <p>第78条（安全避難通路等）</p> <p>第79条（通報系統）</p> <p>第80条（通報）</p> <p>第81条（応急措置）</p> <p>第82条（救助活動）</p> <p>第83条（非常時体制の発令）</p> <p>第84条（非常時対策活動）</p> <p>第85条（非常時体制の解除）</p>	

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
	第 86 条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）	
加工規則第 8 条第 1 項第 1 5 号 記録及び報告	—	
1. 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 6 条（品質マネジメントシステム計画）4.2.4 記録の管理 第 90 条（記録） 別表 35（保安に関する記録）	
2. 加工規則第 7 条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。		
3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	第 91 条（報告）	
4. 特に、加工規則第 9 条の 1 6 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 91 条（報告）第 3 項	
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 91 条（報告）	
加工規則第 8 条第 1 項第 1 6 号 加工施設の施設管理	—	
1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第 1 9 1 2 2 5 7 号— 7（令和元年 1 2 月 2 5 日原子力規制委員会決定）)を参考として定められていること。	第 36 条（施設管理計画） 第 37 条（設計管理） 第 38 条（作業管理） 第 39 条（使用前事業者検査の実施） 第 40 条（定期事業者検査の実施） 第 16 条（巡視点検） 別表 3（巡視点検を行う設備等）	
2. 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年劣化対策に関する基本的考え方」（平成 20・05・14 原院第 2 号（平成 2 0 年 5 月 1 9 日原子力安全・保安院制定））等を参考とし、加工規則第 7 条の 4 の 2 に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第 41 条（加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針） 添付 3（長期施設管理方針）	
3. 事業を開始した日以後 2 0 年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。		
4. 加工規則第 8 条第 1 項第 1 6 号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（加工規則第 7 条の 4 の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第 3 項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に加工規則第 7 条の 4 の 2 第 1 項若しくは第 2 項の評価の結果又は第 3 項の見直しの結果を記載した書類		

加工施設における保安規定の審査基準	保安規定関連条文	審査基準への該当説明
(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。		
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。		
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施にすることが定められていること。 なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。	第39条（使用前事業者検査の実施） 第40条（定期事業者検査の実施） 第6条（品質マネジメントシステム計画）8.2.4 機器等の検査等	
加工規則第8条第1項第17号 技術情報の共有	—	
1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第6条（品質マネジメントシステム計画）7.4.1 調達プロセス 第36条（施設管理計画）13 情報共有	
加工規則第8条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開	—	
1. 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第6条（品質マネジメントシステム計画）8.3 不適合の管理	
2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第6条（品質マネジメントシステム計画）8.3 不適合の管理	
加工規則第8条第1項第19号 その他必要な事項	—	
1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条（目的） 第2条（適用範囲） 第5条（事業者対応方針等の履行） 第89条（加工施設の定期的な評価）	
2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条（目的）	